

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有し、第62条に規定する継続検査を受検できない自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成29年7月5日から同年8月4日までのものは、平成29年8月5日をもって満了するものとする。

記

朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町

平成29年7月7日

九州運輸局
福岡運輸支局長